



平成 29 年 4 月 12 日

各位

会 社 名	大王製紙株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 佐光 正義
コード番号	3880 東証第一部
問 合 せ 先	経営企画本部 経営企画部 部長 品川 舟平
TEL	03-6856-7509

三浦印刷株式会社株券等（証券コード：7920）に対する

公開買付けの結果に関するお知らせ

大王製紙株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 29 年 2 月 27 日開催の取締役会において、三浦印刷株式会社（コード番号：7920、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 29 年 2 月 28 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 29 年 4 月 11 日をもって終了いたしましたので、その結果につきましてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称	大王製紙株式会社
所在地	愛媛県四国中央市三島紙屋町 2 番 60 号

(2) 対象者の名称

三浦印刷株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 新株予約権

平成 27 年 9 月 30 日開催の対象者の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
32,312,291 株	21,542,000 株	一株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（21,542,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（21,542,000 株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、当社が本公開買付けにより取得する株券等の最大数（32,312,291 株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 29 年 2 月 10 日に提出した第 72 期第 3 四半期報告書（以下「対象者第 72 期第 3 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 28 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（32,048,848 株）に、対象者が平成 28 年 6 月 29 日に提出した第 71 期有価証券報告書（以下「対象者第 71 期有価証券報告書」といいます。）に記載された平成 28 年 5 月 31 日現在の本新株予約権（315 個）から行使された又は失効した新株予約権（対象者によれば、平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 2 月 27 日までに行使された又は失効した新株予約権は 10 個とのことです。）を差し引いた個数（305 個）の目的となる株式数（305,000 株）を加算した株式数（32,353,848 株）から、対象者が平成 29 年 2 月 3 日に公表した「平成 29 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された平成 28 年 12 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数（41,557 株）を控除した株式数（32,312,291 株）になります。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式（41,557 株）を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 29 年 2 月 28 日（火曜日）から平成 29 年 4 月 11 日（火曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき金 260 円

② 本新株予約権 1 個につき金 137,000 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（21,542,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（31,148,486 株）が買付予定数の下限（21,542,000 株）以上となりましたので、公開買付け開始公告

(その後提出された、公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせにより訂正された事項を含みます。)及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 29 年 4 月 12 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	30,850,486 株	30,850,486 株
新株予約権証券	298,000 株	298,000 株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合 計	31,148,486 株	31,148,486 株
(潜在株券等の数の合計)	(298,000 株)	(298,000 株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	310 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.96%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	31,148 個	(買付け等後における株券等所有割合 96.40%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主等の議決権の数	31,858 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者(但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載してお

ります。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有株券等についても買付け等の対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第72期第3四半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権も買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第72期第3四半期報告書に記載された平成28年12月31日現在の発行済株式総数(32,048,848株)に、対象者第71期有価証券報告書に記載された平成28年5月31日現在の本新株予約権(315個)から行使された又は失効した新株予約権(対象者によれば、平成28年6月1日から平成29年2月27日までに行使された又は失効した新株予約権は10個とのことです。)を差し引いた個数(305個)の目的となる株式数(305,000株)を加算した株式数(32,353,848株)から、対象者決算短信に記載された平成28年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(41,557株)を控除した株式数(32,312,291株)に係る議決権の数である32,312個を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成29年4月18日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、当社が平成29年2月27日付で公表した「三浦印刷株式会社株券等(証券コード:7920)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「平成29年2月27日付プレスリリース」といいます。)に記載の内容から変更はありません。

平成 29 年 2 月 27 日付プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを目的とした取引の一環として、本公開買付けを実施していましたが、上記のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できませんでした。もっとも、当社は、本公開買付けの決済が行われた場合、その所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の 90%以上となり、会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主となることから、平成 29 年 2 月 27 日付プレスリリースの「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者株式及び本新株予約権の全て（但し、当社が所有する対象者株式及び本新株予約権並びに対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定により、対象者の株主（対象者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）し、本新株予約権に係る新株予約権者（当社を除きます。）の全員に対してはその所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下、「本新株予約権売渡請求」といい、かかる請求と本株式売渡請求とを併せて「本株式等売渡請求」といいます。）することを本日決定しました。

当社は、平成 29 年 4 月 18 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、その所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の 90%以上となることを本株式等売渡請求の実施の条件としており、当該条件が充足された場合には、平成 29 年 4 月 20 日付で、対象者に対して、本株式等売渡請求に係る通知を行うことを予定しております（但し、平成 29 年 4 月 20 日までに本新株予約権（当社が保有するものを除きます。）が全て失効した場合には、当社は、本新株予約権売渡請求に係る通知を行わない予定です。）。対象者によれば、対象者が当該通知を受けた場合、対象者の取締役会は、当社による本株式等売渡請求を承認する予定であるとのこととです。

対象者株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、かかる手続が実行された場合、対象者株式は東京証券取引所の規定に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

大王製紙株式会社東京本社	東京都千代田区富士見 2 丁目 10 番 2 号
大王製紙株式会社大阪支店	大阪市中央区備後町 4 丁目 1 番 3 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上